

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令について（概要）

平成28年9月
国土交通省自動車局
審査・リコール課

1. 背景

自動車は、通常、均一な構造、装置及び性能を有するものとして大量生産されるため、自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図るには、これらの大量生産車については、生産に入る前に、安全性等について道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合するかどうかを確認することが効率的である。このため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条に基づき、自動車製作者等からの申請により、国土交通大臣が、申請に係る自動車について、保安基準適合性及び均一性を有するかどうかについての判定を行った上で型式指定を行う、自動車の型式指定制度が設けられている。

今般、自動車製作者による型式指定申請における不正行為が発覚したことを踏まえ、自動車製作者等による型式指定申請における不正行為を抑止・防止するため、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）等において所要の改正を行う。

2. 概要

①型式指定申請時等に提出する書面について、適切な試験方法及びその結果に基づかない記載や虚偽の記載をしてはならないこととする。

②国土交通大臣は、型式指定を受けた者が①に違反したと認めるときは、期間を定めて当該型式の指定の効力を停止することができるようにすることとする。

③型式指定審査における審査業務の見直しに伴い、新たに必要となる審査工数に応じた手数料を設定することとする。

※①～③のほか、型式指定申請における不正行為を抑止・防止するために必要な措置について所要の改正を行う。

3. 改正法令

○自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）

○装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）

○共通構造部型式指定規則（平成28年国土交通省令第15号）

○道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）

4. 今後のスケジュール

公 布 : 平成28年9月16日

施 行 : 公布の日